

平成 23 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 23 年 4 月 13 日 (水) 16 時 00 分～17 時 10 分
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、佐藤、住谷の各副本部長
霜觸、谷藤、藤沼、山口、安川、大橋、組橋、野田、望月、佐藤 (高)、
長尾、宗像、工藤の各常任委員
〈委 任〉宇津木副本部長
吉田、川久保、原、富田の各常任委員
—委員総数 21 名、うち出席 21 名 (委任 5 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
〈事務局〉小林部長、江橋課長、他少年団課員

議事に先立ち、事務局より、本日開催された日本体育協会理事会において、正副本部長が正式に承認された旨報告。

坂本本部長より本部長就任の挨拶があり、常任委員より自己紹介があった後、本部長を議長として、議事に入った。

<議 案>

1. 日本スポーツ少年団専門部会の編成について

事務局より、日本スポーツ少年団設置規程第 18 条に定める本常任委員会の常設諮問機関として設置する、平成 23・24 年度の「指導育成部会」、「広報普及部会」、「活動開発部会」の 3 専門部会については、資料名簿記載のとおり編成する旨を諮るとともに、「活動開発部会」における都道府県スポーツ少年団事務担当者の部会員の選任については本部長に一任願いたい旨を併せて諮り、いずれも承認。

2. 日本スポーツ少年団各種規程等の改訂について

事務局より資料に基づき、日本体育協会が平成 23 年 4 月 1 日付で公益財団法人への移行が完了したこと及び関係機関の名称変更等に伴い改訂が必要となった日本スポーツ少年団が制定する規程・大会開催基準要項等の改訂案について以下のとおり説明。

<改訂の概要>

【日本スポーツ少年団指導者協議会規程】

- ・条文中の「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」へ変更。

【全国スポーツ少年大会開催基準要項】

- ・条文中の「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」へ変更。
- ・<5. 大会役員>「顧問」について、「水野スポーツ振興会」を公益財団法人への移行が完了したことから、「公益財団法人ミズノスポーツ振興財団」へ変更。
- ・同様に「参与」について、文部科学省の組織改編に伴い、「文部科学省課長」を「文部科学省体育参事官」へ変更。

【全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項】

- ・条文中の「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」へ変更。

【日本スポーツ少年団指導者制度】

・条文中の「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」へ変更。

以上の点を改訂するとともに、平成 23 年 4 月 1 日より改訂施行することについて諮り、これを承認。

3. 第 49 回全国スポーツ少年大会の開催について

事務局より資料に基づき、8 月 5 日から 8 日までの 4 日間の日程で、「国立乗鞍青少年交流の家（岐阜県）」を主会場に開催する第 49 回全国スポーツ少年大会の概要について説明。

本常任委員会にて開催の承認を得られれば、来る 4 月 22 日に高山市で開催する実行委員会において本大会開催要項の最終的な確認を行った上で、各都道府県に開催通知を発信したい旨を諮り、これを承認。

また、細部の変更等については、実行委員会へ出席する副本部長に一任願いたい旨を併せて諮り、これを承認。

4. 第 33 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催について

事務局より資料に基づき、8 月 5 日から 8 日までの 4 日間の日程で、北海道札幌市にて開催する第 33 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の概要について説明。

本常任委員会にて開催の承認を得られれば、来る 5 月 9 日に札幌市で開催する実行委員会において本大会実施要項の最終的な確認を行った上で、各都道府県に開催通知を発信したい旨を諮り、これを承認。

また、細部の変更等については、実行委員会へ出席する副本部長に一任願いたい旨を併せて諮り、これを承認。

<意見・要望>

藤沼常任委員 関東ブロックの予選が 7 月 29 日から 31 日の日程で開催される予定であり、本大会開催の直前まで出場団が決まらないことを了承いただきたい。

霜觸常任委員 この度の東日本大震災で大きな被害があった東北ブロックにおいては、例年通りにブロック予選を実施し、代表団の選出ができるか心配している。開催地としては東北ブロックから是非参加してほしいと考えている。ブロック予選の実施が不可能な場合については、東北ブロックとも連携を図りながら、実行委員会で対応を検討していきたい。

5. 2011 年日中青少年スポーツ交流事業（受入）の実施について

事務局より資料に基づき、2011 年日中青少年スポーツ交流事業（受入）について、団員交流事業は、8 月中旬から下旬の 7 日間で受入を予定しているが、東日本大震災や原発事故の影響、夏場の電力不足などの影響が懸念される状況下で中国側が派遣するのかわ確認しており、その結果により千葉県で受入をする。また、指導者交流事業は、10 月の 10 日間、青森県・岩手県で受入を予定している旨を説明。

なお、両事業の日程については、中華全国体育総会と調整中であるため、最終調整について、坂本本部長に一任願いたい旨を事業の実施と併せて諮り、これを承認。

6. 平成 24 年度事業計画及び要望予算の編成について

事務局より、平成 24 年度事業計画及び要望予算の編成については、従来同様、各専門部会の要望等を取りまとめた後に全体的な調整を行う手順を進めたい旨を説明。

ついては、最終的な事業計画と要望予算の取りまとめを坂本本部長に一任願いたい旨を諮り、これを承認。

7. 東日本大震災に伴う対応について

事務局より、この度の東日本大震災の被災状況を踏まえ、平成 23 年度の各事業が実施できない可能性があることから、今後早急な事業実施の可否に関する判断が必要となった場合、その最終的な判断については坂本本部長及び 3 名の副本部長に一任願いたい旨を諮り、これを承認。

また、坂本本部長より、東日本大震災に伴う対応に関連して、以下の 4 点について提案があった。

- ①登録事務の滞りにより平成 23 年度の登録ができず、その結果、日常の団活動や各種大会等への参加が制限されてしまうことを防ぐ観点から、被災地における登録については、平成 22 年度の登録者であれば、平成 23 年度も登録を行っている判断すること。また、新規の登録については、登録手続きが完了しているとの取扱いを行うこと。
- ②多くの被災者がこれまでの生活拠点を離れなければならない状況に鑑み、避難先で登録を希望することが想定されることから、被災者の避難先での登録について、各都道府県において被災者の登録の受け入れに、各段の配慮をすること。
- ③1 点目で提案した登録に関する内容が承認されれば、当該県においては、本年度の登録者数と登録料収入に差異が生じることになるため、組織整備事業の助成金配分を再検討する必要があることから、具体的な助成金配分については、今後、事務局とも検討の上、助成金配分の再検討を行うこと。
- ④スポーツ少年団としての被災地への独自の支援について、義援金の対応、スポーツ活動を行うための器具・用具の支援など、スポーツ少年団関係者から意見を聴取した上で、長期的な視点で取り組んでいきたいこと。

以上の点について諮り、いずれも承認。

<意見・要望>

- | | |
|--------|---|
| 谷藤常任委員 | 未だ被災状況が明確になっていない現状を踏まえ、日本スポーツ少年団への登録締切日（9 月末日）を延長してほしい。 |
| 事務局 | 事務手続き上の課題を整理・抽出した上、具体的に提案したい。 |
| 谷藤常任委員 | 被災によりスポーツ少年団登録ができない者の資格失効等を猶予してほしい。 |
| 事務局 | 本部長提案の登録に関する措置と併せて検討したい。 |
| 谷藤常任委員 | 被災地における登録料の再考もしくは免除をしてほしい。 |
| 事務局 | 本部長提案の組織整備強化事業費に関する対応と併せて検討したい。 |
| 谷藤常任委員 | 日独同時交流について、東北Ⅱグループである宮城県・山形県・福島県での受入が極めて困難であるため、ドイツ側と対応を検討してほしい。なお、東北Ⅰグループである青森県・岩手県・秋田 |

	県では受入可能である。
事務局	現在、ドイツ団の来日の可否について、ドイツスポーツユーゲン ト（以下 dsj）に確認中であり、その回答を踏まえてグループ編 成を検討するにあたり東北Ⅱグループへの配慮をしていきたい。
工藤常任委員	平成 24 年 3 月末に開催予定のバレーボール交流大会の実施の可 否について、日本小学生バレーボール連盟との協議はいつ頃にな るか。
事務局	宮城県及び東北ブロックからは事務レベルでは既に開催困難と の回答を得ており、また、今後関東ブロック及び北海道と開催地 変更について早急に検討した上で、日本小学生バレーボール連盟 とも協議したい。
住谷副本部長	被災地へ適切な支援をしていくために、できるだけ早く東北地方 の被災状況を把握し、その支援方法について検討していくべきで ある。
長尾常任委員	昨年度末に兵庫県で開催予定であった第 33 回剣道交流大会は、 中止になるのか、あるいは延期となるのか。
事務局	次回大会については山梨県での開催となるが、回数の問題など について活動開発部会において検討する。
大橋常任委員	具体的な支援をするにあたっては、被災地などにおいてどのよう なニーズがあるのかを把握した上で実施するべきである。また、 登録期間の延長に関しては昨年度末開催の委員総会においても要 望があったことであり、随時登録できる方法を検討してほしい。

8. その他

特になし。

<報告事項>

1. 日本スポーツ少年団常任委員会の編成について

事務局より資料に基づき、去る 3 月開催の委員総会で選出された各ブロック選出
常任委員 9 名に加え、本部長に一任されていた学識経験常任委員として 8 名を委嘱
した旨を報告。

なお、学識経験者のうち女性指導者については、本常任委員会までに人選が完了
しなかったことから、引き続き本部長に一任願いたい旨を説明。いずれも了承。

2. 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会の編成について

事務局より、去る 4 月 6 日に各ブロックから選出された運営委員による第 1 回運
営委員会が開催され、委員の互選により、委員長に長野県の野田正彦氏、副委員長
に茨城県の仮屋茂氏と三重県の奥野勇氏が選出された旨を報告。

なお、委員長が選出された北信越ブロックからの運営委員 1 名追加の人選につ
いては、既に当該ブロックに依頼している旨を説明。

また、学識経験運営委員の委嘱については、指導者協議会運営委員長と相談の上、
対応していく旨を報告。

以上、いずれも了承。

3. 平成 22 年度第 4 回常任委員会及び第 2 回委員総会の議事録について

議長より資料に基づき報告。これを了承。

4. 第 38 回日独スポーツ少年団同時交流（派遣）団長団の決定及び派遣団員の内定について

事務局より資料に基づき、本部長に一任されていた日本団の団長団とグループ編成について、日本スポーツ少年団副本部長であり香川県スポーツ少年団の住谷幸伸本部長を団長とした団長団の決定及び派遣団員・指導者 71 名の内定について報告。また、今後北海道より指導者 1 名が追加となる予定である旨併せて報告。

なお、現段階での欠員 50 名については引き続き募集を行うこと、内定者は 5 月初めに東京で開催する事前研修会を経て最終選考を行った上で正式決定すること、また、指導者が推薦されていないグループ、欠員が多数生じているグループについては当該グループの統廃合を含め、dsj と調整していくことを説明。

以上、いずれも了承。

<意見・要望>

安川常任委員 今後、日本団の派遣中止があるならば、早めに通知してほしい。

事務局 日本団の派遣については中止しない。

5. 平成 22 年度日本スポーツ少年団顕彰事業の終了について

事務局より、資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 3 項により、15 道府県 29 名の退任指導者に対し、各県スポーツ少年団を通じ感謝状を贈呈したこと、また、これにより平成 22 年度顕彰事業の全てを終了した旨を報告。これを了承。

6. ブロック報告

特になし。

7. その他

事務局より、以下の 3 点について報告。

(1) 2010 年度ミズノスポーツメントール賞について

去る 3 月 7 日に受賞者が決定され、スポーツ少年団関係者としては神奈川県横浜市スポーツ少年団副本部長の堤文治氏及び福岡県田川市体育協会事務員の平川裕之氏がメントール賞を受賞された旨報告。

(2) 平成 23 年度常任委員会・委員総会の会議日程について

資料のとおり、会議開催日程を報告。

(3) 平成 23 年度日本体育協会事務局機構及び職員の配置について

資料に基づき、平成 23 年度日本体育協会事務局機構及び職員配置について報告。

以上、3 点を了承。

以上、全ての議事を終了し 17 時 10 分閉会。